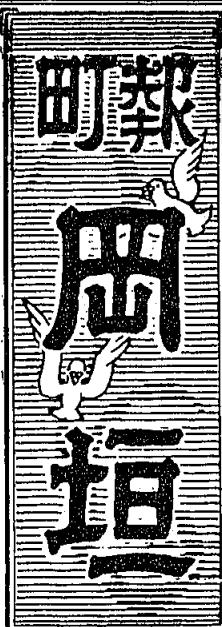




(蜜柑狩 高倉にて)

西高陽区

田中睦生氏提供



所役者 守在
行町任達 岡垣町長
発垣責行 岡垣町

場

守在

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

垣

町

長

所

役

者

守

在

行

町

任

達

行

町

長

発

垣

責

行

一議会事務局—

す。

みんなの中で、これは人権問題ではないだらうかと感じたり、

題ではないだらうかと感じたり、

法律上どのようになるのかわから

なくて困つていらっしゃる方はあ

りませんか。

来る一二月二日は左記のとおり

人権相談所を開設いたします。

相談内容について秘密はかたく

守られます。ご遠慮なくお出で下

さい。

人権擁護機関では、毎年、その時

点における重要な人権問題の一つ

を取り上げて、それをその年の啓

発活動の重点目標として重点的な

啓発活動を実施しています。

例えば、昭和四六年度は「老人

と人権」、同四七年度は「生活と

人権」、同四八年度は「健康と人

権」、同四九年度は「親子と人権

」、同五〇年度は、「子供と人権

」、となつております。そして昭

和五一年度は前号に掲載しました

ように「人権の共存」というテー

マを取り上げておりますが、これ

は、人権が自己と同様に他人にも

等しく存在するものであることを

強調し、お互いに人権を尊重し合

うという精神の普及高揚を図ろう

「上畠地区の地籍簿・ 地籍図の閲覧告示」

奉仕

人権思想の啓発活動は、多種多様な方法で実施されていますが、人権の尊重は一国にとどまる課題ではなく国際的に多くの関心がはらわれています。国際連合は、一九四八年一二月一〇日、第三回総会で世界人権宣言を採択し、毎年、この一二月一〇日を「人権デー」として、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するようすめています。我が国でもこれを受けて、毎年一二月一〇日を最終日とする一週間を人権週間と定め、特に大規模な啓発活動を展開して広く国民に人権意識を呼びかけています。

人権思想の啓発活動は大きく二つに分けることができます。

第一は、一般的な啓発活動とい

うべきものです。これは、一般の人々を対象にして行われるもの

で、例えば、講演会、座談会、討

論会などの開催 テレビ、ラジ

オ、有線放送などによる放送、新

聞発表、広報紙への掲載、パン

フレット、リーフレットなどの印

刷物の配布、ポスター、懸垂幕、

横断幕、立看板の掲示、広報車に

よる巡回などのいろいろの方法が

秋の味覚「みかん狩り」始まる

五、閲覧の結果

誤り等の申し立ては、書面

によることになっています

ので、申出用紙は閲覧の場

所で交付します。

六、閲覧期間

期間中、毎日九時より十七時まで

午前十時～午後三時

場所 岡垣町東部公民館

相談員 法務局人権擁護担当官

人権擁護委員

住民課戸籍係

五、閲覧の結果

誤り等の申し立ては、書面

によることになっています

ので、申出用紙は閲覧の場

所で交付します。

五、閲覧の結果

誤り等の申し立ては、書面

によることになっています

○募集〆切日

昭和五十一年十一月三十日迄

履歴書持参のこと。

岡垣町野間四六六一

育児シリーズ ママとぼく

『消防一一九コーナー』 家庭の防火管理について

(有) 遠賀ダスト、センター
電話 ②0118番

肢体不自由児 高校奨学生募集

一、目的 肢体不自由児高校在学
生徒に奨学生金を交付し、育成す
る。

二、奨学生 年額二万円

三、返済義務 なし

四、募集期間 每年十一月十日～
十二月一日まで

五、応募資格 日本国籍を有し、
身障手帳の一級から五級までの
肢体不自由児で高校在学生(全
日制および定時制の普通課程ま
たは職業課程にあるもの)およ
び明年高校入学見込のある者。

六、必要書類 奨学生採用願書に
在学々校長の奨学生推せん書お
よび前年度納税証明書各一通

放映日 土曜日 午前十一時
制作、放送 RKB毎日テレビ
提供 福岡県教育委員会

十一月六日 テレビばかりみて
十一月十三日 おじいちゃん、お
ばあちゃん

二月五日 むし歯は文明病
二月十二日 幼稚園と保育園から
二月十九日 みんなをわが子に
二月二十六日 幼児はここまででき
三月五日 明るい家庭

8、(S51.1.1よりS51.
31まで)
※管内火災救急発生状況

合計	遠賀	芦屋	岡垣	水巻	町名	種類	火災	救急
36	2	10	14	10				
743	117	153	198	275				

(遠賀消防署)

住宅ローンの借入には 住宅融資保険のご利用を!!

住宅ローンを借りやすくなるため

住宅融資保険を行なっています。

この保険は皆さんが民間の金融機関から資金

を借りて住宅を建設、または購入

された後で、万一路の返済が

できなくなつたとき公庫が代つ

て返済し、金融機関が安心して住

ね下さい。

一票の自覚にみのるよい政治



いざという時、家族が一致協力
して火事に対処できるように、家
族全員が集まって、火元の管理や
消火、通報、避難などの役割の分
担を決めておくことが大切です。
そして、その計画どおりに、そ
れぞれの役割が行なえるかどうか
を実際に練習してみましょう。

◎ 消火器などについての問い合わせは遠慮せず、消防署予防課まで電話しましょう。

電話 ○九三三九一

※役割の分担の一例
三月二十二日

7、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。

1、外出時や就寝前の火元の点検

8、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。

2、万一、火事になつた時の消火
は、ママがしましょう。

9、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。

3、消防署への電話通報は、おち
ついてハッキリと、ボクかワタ
シがしますよう。

10、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。

4、電話がすんだら、ボクかワタ
シは、大声で近所の人へ知らせ
て廻り、家(おうち)に、はい
らぬようにしましょう。

11、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。

5、老人や小さい子どもの避難誘
導は、ママがしますよう。

12、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。

6、老人や子どもは、避難しやす
い部屋にやすませましょう。

13、玄関や廊下、勝手口や通路などには目隠から、物を置かない
ようにしましょう。